施策分野２ **出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる**《子育て家庭への支援》
基本施策⑤ **生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実**

現状と課題

◆妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発と相談支援

○結婚年齢の上昇等に伴い、35 歳以上の高年齢で妊娠・出産する方の増加が続いています。「横浜市保健統計年報」によると、35 歳以上の高齢出産の割合は、平成 15 年では 17.8%であったものが、平成 24 年には約 32.0%まで上昇し、出産する女性の３人に１人が高年齢で妊娠・出産しています。年齢が高くなるほど、妊娠・出産に至る確率が低下し、妊娠・出産に伴う健康リスクが高くなる傾向が明らかになっています。また、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける方の数は年々増加しています。

○このため、希望する妊娠・出産を実現できるよう、若い世代の男女に対して妊娠・出産に適した時期があり、それを踏まえたライフプランを考えることなど、妊娠・出産に関する正確な情報が的確に提供される必要があります。さらに、妊娠・出産に悩む方が地域で気軽に相談できるよう、不妊や不育に関する相談支援を充実させる必要があります。

○併せて、予期しない妊娠、若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

◆妊娠中から産後の切れ目のない支援

○結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、親になる世代は 10 歳代から 40 歳代までと幅広くなっています。35 歳以上の出産割合が３割を超える中、これまで子育てを支えてきた、子育て世代の親も高齢化しており、子育て世代の高齢化に対応した支援が課題となっています。

○本市調査によると、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことのない親が４人のうち３人を占めています。このため、青少年に対して、子育て中の母親と乳幼児との触れ合いを通して命の尊さや子どもを産み育てることの素晴らしさを体験できる機会を提供すること、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、産後の家事・育児の準備ができるよう支援することが課題となっています。

○妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりする人が微増傾向にあります。親自身が子育てについて必要な知識や技術を学ぶ場を提供したり、産前産後の育児不安や負担が生じやすい時期に保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者・関係機関と連携した支援に取り組んだりすることが必要です。併せて、家事・育児のサポートなどを行うことで、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援を充実させる必要があります。

○産後うつ病の発症頻度に関する複数の報告では、産後うつ病の発症者は産婦の１割を超えるとされており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見、早期支援が課題となっています。

○未婚や若年で妊娠・出産した方、低出生体重児や疾病・障害のある子どもを育てる家庭に寄り添いながら、子どもの成長発達を支援することが求められています。

○併せて、妊娠・出産、更年期など女性特有の生涯にわたる健康問題を気軽に相談できるよう、対応を充実させる必要があります。

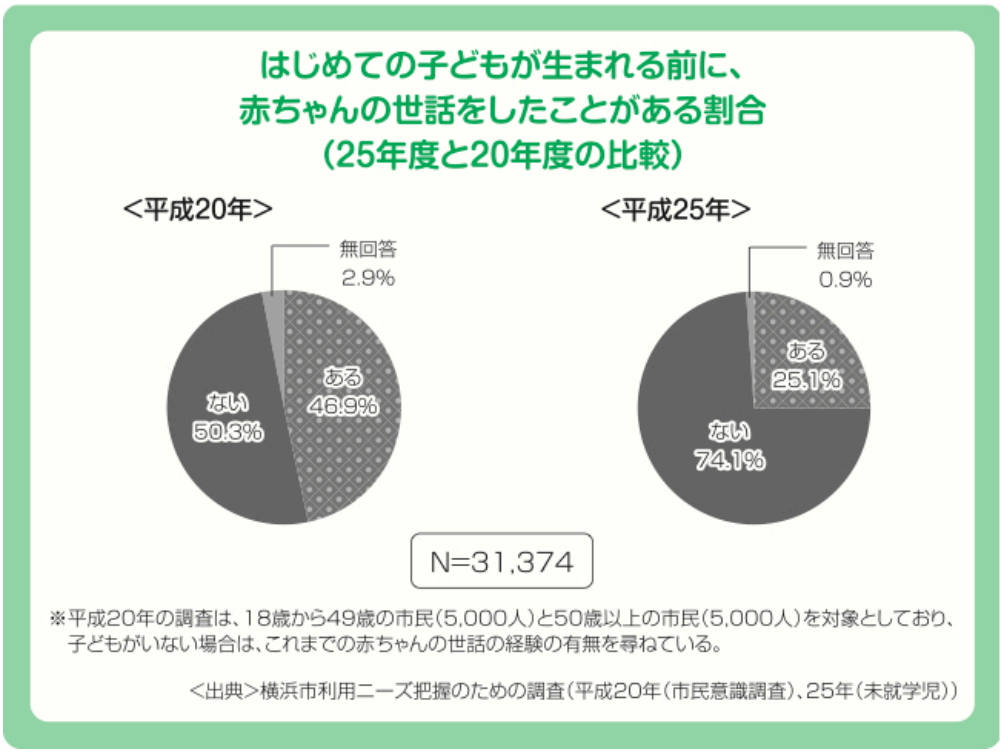

◆産科・周産期医療、小児医療の充実

○小児科については、医師確保が困難なことを理由に救急を休止する病院があります。産科については、夜間の対応が困難であることや、医師の高齢化により分娩の取扱いを休止する医療機関があります。また、分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、周産期救急医療を担う病院において、正常出産を含む分娩が集中する傾向にあり、病院勤務医の負担が一層増大するなど、医師確保の支援や産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

○なお、分娩を取り扱う施設の予約状況はホームページで情報提供されており、妊娠が判明する時期における分娩予約は可能な状況となっています。

○多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、休日・夜間の小児救急に対するニーズは高い状況です。小児救急医療機関の適正利用、子どもが病気のときの適切な対応等について、引き続き家庭向けに情報提供していくとともに、小児救急医療体制の安定的な運用を行うことが求められています。

○平成 26 年 5 月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 27 年 1 月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。それに伴い、「ダウン症候群」、「もやもや病」など新たに 107 の疾病が助成の対象となり、国の定める基準を満たした場合、医療費の給付を受けることができるようになりました。

施策の目標・方向性

1　妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発及び妊娠・出産に関する相談体制の整備を進めます。

○希望する妊娠・出産を実現できるよう、思春期から妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進めます。

○妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。

○様々な事情による予期せぬ妊娠等に関する問題を気軽に相談できるよう、「妊娠ＳＯＳ相談窓口」（仮称）を設置し、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止めながら、妊娠から出産に至るまでの切れ目のない相談支援を進めます。

○妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠届出時に看護職による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。

2　安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療を充実させます。

○安心して出産できる環境を確保するため、医療機関における産科病床の増床や助産所の設置等と併せて、産婦人科の医師確保について支援を行います。

○母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。

○看護師による適切な対応方法や急病時に受診可能な医療機関を案内する、小児救急電話相談などの相談体制を確保します。

○慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

3　親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。

○出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう両親教室等を充実させます。

○保健師等の専門職による妊産婦、新生児、未熟児等を対象とした訪問指導、養育の支援を必要とする家庭に対する育児支援家庭訪問を充実させます。

○民生委員・児童委員などの地域の訪問員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を充実させ、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援するとともに、地域で子育てしやすいまちづくりを推進します。

4　産前産後のケアを充実させます。

○初めての子どもを育てる家庭等に対して、保健師、助産師等の専門職による母と子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。

○産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援します。

○心身共に不安定になりやすい出産直後の母子へのケア等を行う産後母子ケア事業に取り組み、乳幼児との関わりを具体的に支援することで、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

5　産後うつの早期発見、早期支援に取り組みます。

○周産期医療機関と連携することで、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくります。

○産後うつに関する理解を促すため、妊婦やその配偶者等に対して、うつ病の知識、気付き方、対処方法などの普及啓発を進めます。

✦指標

指標	直近の現状値	目標値 （31 年度末）
妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% （25 年度）	95.0%
第 1 子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% （25 年度）	95.0%

主な事業・取組　※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実

大学等と連携した妊娠や不妊、出産に関する正しい知識の普及啓発等を行います。また、「不妊や不育に関する相談」の拡充や、予期せぬ妊娠等に関わる問題を気軽に相談できるよう「妊娠ＳＯＳ相談窓口」（仮称）（※）を設置します。さらに、妊娠届出者に対する面接や女性のための健康相談を行います。

※「妊娠ＳＯＳ相談窓口」（仮称）について

予期せぬ妊娠等について悩みを抱える方を孤立させないため、妊娠・出産に関する様々な悩みについて電話及びメールで相談に応じ、必要な方には支援を行ないます。

○不妊不育相談・不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
特定不妊治療費助成件数	5,667件 （25年度）	6,000件

○妊婦健康診査事業　※第５章に５年間の量の見込み、確保方策を記載

母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
受診回数	372,490回（年間延べ） （25年度）	363,852回（年間延べ）

○歯科健康診査事業

妊娠期の歯科疾患を早期発見、早期予防し、母体と胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児の歯科疾患を早期発見、早期予防し、子どもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①3歳児でむし歯のない者の割合 ②妊婦歯科健診受診者数	①86.0% ②9,779人 （25年度）	①88.7% ②11,880人

○母子保健指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付、妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
第1子の母子訪問率	79.9% （25年度）	95%

○産科・周産期病床の拡充

市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病院の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組みます。

【25 年度実績】周産期救急連携病院：９病院（平成 26 年４月現在）

○小児救急拠点病院事業

小児科医による 24 時間 365 日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。

【25 年度実績】小児救急患者受入件数：31,281 件、小児救急拠点病院：７病院（平成 26 年４月現在）

○小児救急に関する相談体制の充実

子育て家庭の不安を解消し、適切な受診を勧めるため、小児救急に関する電話相談体制を確保します。

【25 年度実績】相談件数：61,872 件

○小児医療費助成事業

安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、小児医療費の一部を助成（平成 27 年 10 月から対象を小学校３年生まで対象を拡大）することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、０歳児から中学校卒業までの小児が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。

【25 年度実績】対象者数（小学１年生まで）：202,515 人、受診件数：3,751,533 件

○小児慢性特定疾病医療給付

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。なお、平成 27 年１月から対象疾患の拡大、自己負担限度額の改正を実施しました。

【25 年度実績】対象者数：3,113 人

○こんにちは赤ちゃん訪問事業　※第５章に５年間の量の見込み、確保方策を記載

地域の訪問員が生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図り、支援が必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し児童虐待の予防につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% （25年度）	①24,100件 ②91.5%

○産前産後ヘルパー派遣事業

家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び出産後５か月（双子以上の場合は１年）未満の子育て家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣して、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 （25年度）	①725名 ②7,250回

○産後母子ケア事業

産後の心身共に不安定になりやすい産後４か月未満の時期に、家族等から産後の支援をうけられない方で、かつ、育児不安等が強く支援を必要とする方を対象に、助産所等で「産後母子デイケア」や「産後母子ショートステイ」サービスを提供し、心身の安定と育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 （25年度）	①340人 ②980人

○育児支援家庭訪問事業　※第５章に５年間の量の見込み、確保方策を記載

不適切な養育や児童虐待を防止するため、育児不安等を抱える家庭に継続的に訪問等をすることで、安定した養育が可能になるように支援します。また、乳幼児健康診査の未受診者の状況把握を行い、必要な支援を行うとともに、育児不安や育児困難を抱える養育者を対象に、自分に合った子育ての方法を学び、安心して育児ができる親支援プログラムを行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回（年間延べ） ②1,137回（年間延べ） （25年度）	①6,614回（年間延べ） ②2,500回（年間延べ）

○産後うつ対策

産科及び精神科医療機関と連携し、育児に影響を及ぼす産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みをつくります。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気付き、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。